別表十七の二（一）　記載要領

1　この表は、連結親法人が租税特別措置法第68条の89の２第４項（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入の適用除外）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「関連者支払利子等の額の合計額　(1)」の欄は、各連結法人の租税特別措置法第68条の89の２第２項（連結法人の関連者等に係る支払利子等の損金不算入）に規定する関連者支払利子等の額の合計額を記載すること。

3　「控除対象受取利子等合計額　(2)」の欄は、租税特別措置法第68条の89の２第３項に規定する控除対象受取利子等合計額を記載すること。

4　「支払利子等の額の合計額　(5)」の欄は、各連結法人の支払利子等（租税特別措置法第68条の89の２第２項に規定する支払利子等をいう。）の額の合計額を記載すること。

5　「連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額　(6)」の欄は、「(5)」の欄の金額のうち、当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対して支払われた金額を記載すること。

6　「関連者等に対する支払利子等の額で当該関連者等の課税対象所得に含まれるもの　(7)」の欄は、「(5)」の欄の金額のうち租税特別措置法第68条の89の２第２項に規定する関連者等に対して支払われたもので、当該関連者等の同項に規定する課税対象所得に含まれる金額を記載すること。